

官庁施設の環境保全性に関する基準

第1章 総則

1. 1 目的

この基準は、「官庁施設の基本的性能基準」（平成13年6月26日国営建第32号、国営設第29号。以下、「基本的性能基準」という。）に定められる性能のうち、環境保全性について、官庁施設に求められる水準及びこれを確保するために必要な技術的事項等を定め、官庁施設における環境保全対策を推進することを目的とする。

1. 2 用語の定義

- (1) この基準において「環境負荷」とは、官庁施設の整備及び利用に伴い環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) この基準において「グリーン化」とは、「環境基本法」（平成5年法律第91号）の基本理念に則り、官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じ、環境負荷を低減させることをいう。
- (3) この基準において「グリーン庁舎」とは、グリーン化を図り、我が国の建築分野における環境保全対策の模範となる官庁施設をいう。
- (4) この基準において「エコマテリアル」とは、人体への安全性や資源の枯渇に配慮した材料、リサイクルが容易な材料等環境負荷の少ない材料をいう。

第2章 基本事項

2. 1 グリーン化の基本方針

グリーン化については、官庁施設に求められる各性能の確保及び総合的な調和を考慮しつつ、グリーン化に係る目標を達成するよう、環境負荷の低減に資する技術を積極的かつ効果的に活用することにより図るものとし、環境負荷低減効果の高いグリーン庁舎の実現に資するものとする。

なお、グリーン化に係る目標は別に定める。

2. 2 グリーン化に係る性能の項目

グリーン化に係る性能の項目は、長寿命、適正使用・適正処理、エコマテリアル、省エネルギー・省資源及び周辺環境保全に関する性能とする。

2. 3 グリーン化に係る評価及び検証

グリーン化に係る評価及び検証は、客観的かつ総合的に行うこととし、環境負荷に関する主たる定量的指標は、ライフサイクル二酸化炭素排出量（LCCO₂）、

ライフサイクル廃棄物最終処分量（LCW）及びライフサイクル資源投入量（LCR）とする。

第3章 グリーン化に係る性能に関する水準及び技術的事項

グリーン化に当たっては、2. 2に掲げる性能の項目に応じ、3. 1から3. 5までに掲げる水準を確保するものとする。

3. 1 長寿命

長寿命に関する水準は、次に掲げる技術的事項に配慮し、施設の長寿命化を図り、総合的に環境負荷を低減していることとする。

- (1) 階高、床面積、床荷重等の余裕度及び間仕切り等の可変性に配慮し、内部機能の変化に柔軟に対応できるものとする。
- (2) 構造体については、耐久性に優れたものとする。
- (3) 建築非構造部材及び建築設備については、合理的な耐久性が確保されたものであるとともに、更新、修繕及び補修が容易なものとする。
- (4) 適切な維持管理が容易に行えるよう、適切な作業スペース等を確保する。

3. 2 適正使用・適正処理

適正使用・適正処理に関する水準は、次に掲げる技術的事項に配慮し、廃棄物の削減及び適正処理、資源の循環的な利用等を行い、総合的に環境負荷を低減していることとする。

- (1) 建設副産物の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。
- (2) 環境負荷の大きい物質を使用した資機材の使用を抑制するとともに、その適切な回収に配慮する。
- (3) 施設運用時の廃棄物の適切な処理に配慮する。

3. 3 エコマテリアル

エコマテリアルに関する水準は、次に掲げる技術的事項に配慮し、環境負荷低減に資する資機材を使用し、総合的に環境負荷を低減していることとする。

- (1) 環境負荷の少ない自然材料等を採用する。
- (2) 熱帯林の減少に配慮し、熱帯材型枠の使用の合理化等を図る。
- (3) 廃棄物等の再使用又は再生利用した資機材を使用する。
- (4) 部分的な更新が容易となるように、分解が容易な資機材、モジュール材料等を使用する。

3. 4 省エネルギー・省資源

3. 4. 1 負荷の低減

省エネルギー・省資源のうち負荷の低減に関する水準は、次に掲げる技術的事項に配慮し、建築設備への負荷を抑制し、総合的に環境負荷を低減していること

とする。

- (1) 建築物の向き、室の配置等について配慮し、外壁を通した熱負荷の低減を図る。
- (2) 断熱性の高い材料・構法の採用等により、躯体を通した熱負荷の低減を図る。
- (3) 断熱・日射遮蔽性の高い建具及びガラス、庇等の採用により、開口部を通した熱負荷の低減を図る。
- (4) 室内で発生した熱や汚染物質の拡散を抑制し、空調・換気量を低減する。
- (5) エネルギー損失の低減を考慮した建築設備システムとする。

3. 4. 2 自然エネルギーの利用

省エネルギー・省資源のうち自然エネルギーの利用に関する水準は、次に掲げる技術的事項に配慮し、自然エネルギーの有効利用を図り、総合的に環境負荷を低減していることとする。

- (1) 自然光の活用により、照明負荷の低減を図る。
- (2) 自然通風の活用により、冷房負荷の低減を図る。
- (3) 太陽光発電、太陽熱給湯、外気冷房等による自然エネルギーの利用を図る。

3. 4. 3 エネルギー・資源の有効利用

省エネルギー・省資源のうちエネルギー・資源の有効利用に関する水準は、次に掲げる技術的事項に配慮し、エネルギー及び資源の有効利用を図り、総合的に環境負荷を低減していることとする。

- (1) エネルギーの変換及び利用が、総合的かつ効率的に実施されるような建築設備システムとする。
- (2) 電力負荷の低減及び平準化を図る。
- (3) 施設部位に応じた運転制御方式により、搬送エネルギーの最小化を図る。
- (4) 高効率照明器具の使用、施設部位に応じた点灯方式の採用等により、照明エネルギーの最小化を図る。
- (5) 雑用水の一部としての雨水又は排水処理水の利用、各種節水システムの採用等により、水資源の消費低減を図る。
- (6) 信頼性が高く、適正な運転管理が可能な管理システムの構築により、消費されるエネルギーの最小化を図る。

3. 5 周辺環境保全

3. 5. 1 地域生態系保全

周辺環境保全のうち地域生態系保全に関する水準は、次に掲げる技術的事項に配慮し、地域生態系の保全を図り、総合的に環境負荷を低減していることとする。

- (1) 必要最小限の地形の改変、既存樹木の保全等により、既存の周辺環境の保全に配慮する。
- (2) 緑化率の向上、水循環の構築等により、熱負荷の低減、地域生態系の保

護・育成、都市気候の緩和等に配慮する。

- (3) 有害物質の排出の抑制等により、大気、水質、土壌等の汚染防止に配慮する。

3. 5. 2 周辺環境配慮

周辺環境保全のうち周辺環境配慮に関する水準は、騒音・振動、風害及び光害の抑制等により、周辺の居住環境の保全に配慮する等、施設周辺の環境への影響に配慮し、総合的に環境負荷を低減していることとする。

附則

1. この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から適用し、適用日において現に存する官庁施設については、適用しない。
2. 「環境配慮型官庁施設計画指針」（平成 10 年 3 月 30 日建設省営設発第 29 号）は、平成 17 年 3 月 31 日をもって廃止する。